

ICT活用工事試行要領（小規模工事）

1. 主旨

この要領は、金沢市が発注するICT活用工事（小規模工事）の試行に際して必要な事項を定めたものである。

2. 概要

ICT活用工事とは、以下に示す施工プロセスの各段階において、ICT技術を活用する工事であり、次の①②③④⑤の段階でICT技術を活用することをICT活用工事（小規模工事）とする。具体的な実施内容は、監督員と協議の上決定し、施工計画書に記載するものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械等による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

プロセスを実施する上で必要な技術基準は、国土交通省の実施要領に準拠するものとする。

3. 対象工事

ICT活用工事（小規模工事）の対象工事は、発注者指定型のみとし、特記仕様書において発注者が指定する工事とする。

4. 取組内容

① 3次元起工測量

トータルステーション等光波方式により3次元測量データを取得するものとする。

※本要領におけるトータルステーションは自動追尾型とする

② 3次元設計データ作成

発注図書又は4. ①で得られたデータを用いて、3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械等による施工

4. ②で得られた3次元設計データを用いて、施工を実施する。

原則、丁張の設置や下がり管理等の作業を対象とするが、具体的な内容は、監督員と協議の上決定するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

4. ③により施工された工事完成物について、ICT技術を活用して施工管理を実施するとともに、トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理技術を用いて出来形管理を行うものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

5. 特記仕様書への記載事項

発注者は、別途定める特記仕様書を添付し、ICT施工の対象工事であることを明示すること。

6. ICT施工の導入における留意点

受注者が円滑にICT施工を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

6-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT施工を実施するにあたって、国土交通省から発出されている監督・検査要領に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

6-2 3次元設計データ等の貸与

発注者は、ICT施工に必要となる詳細設計において作成したCADデータ、およびICT施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

6-3 工事費の積算

各プロセスを実施した場合の積算方法は以下のとおりとする。

(共通仮設費の技術管理費に計上するものとする)

① 3次元起工測量

トータルステーション等光波方式測量機材の1か月分リース経費相当額を計上する。
なお、その他の3次元計測技術による起工測量を実施した場合も同額とする。

② 3次元設計データ作成

金沢市独自単価を計上する。ただし、契約後、3次元設計データ作成経費の見積り提出を求め、設計変更すること。

③ ICT建設機械等による施工

トータルステーション等光波方式測量機材の1か月分リース経費相当額を計上する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

トータルステーション等光波方式測量機材の1か月分リース経費相当額を計上する。

現場での施工期間が短い工事は、③及び④のプロセスについて、合計でトータルステーション等光波方式測量機材の1か月分リース経費相当額を計上するものとする。

⑤ 3次元データの納品

当初設計の共通仮設費及び現場管理費に含まれる。(補正係数による割増は行わない)

6-4 現場研修会等の実施

受注者は、発注者の求めに応じて、ICT活用工事の推進を目的として、技術研修会を実施するものとする。

7. 活用効果の検証

受注者は、発注者の求めに応じて、当該技術の活用効果の検証に協力するものとし、発注者が必要と認める資料を提出すること。

8. その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年7月1日から適用する。